



令和6年度 第2回 不動産業務研修会

この研修会は会員の更なる資質向上のために行う、

大阪宅建協会研修規程に定められた受講義務のある実務研修会です。

研修会形式：Web研修（Web動画配信による研修会）【全体102分】

第1部 宅建業者が知っておくべき 人権に関する法律・条例の 動向とポイント（約44分）	第2部 今さら聞けない基本のこと この機会に解説します。（約58分）
令和5年から6年にかけて、人権にかかわる様々な法律・条例が改正・施行されました。大阪府インターネット条例をはじめ、障害者差別解消法、LGBT理解増進法など、宅建業者として知っておくべき法令について、また、最近の宅建業における人権問題事象について解説します。	開業直後の業者や新入社員のみならず、宅建業に長く携わるベテランでも、習慣で行っていたことが間違っていた、本来必要なことを今まで行っていなかったなど、宅建業の規制や義務について勘違いしてしまっていることは少なくありません。そのような「今さら聞けない基本のこと」を弁護士が解説します。
①「人権」に関する法律・条例の動向とポイント（1） ・大阪府インターネット条例の改正 ②「人権」に関する法律・条例の動向とポイント（2） ・障害者差別解消法の改正 ③「人権」に関する法律・条例の動向とポイント（3） ・LGBT理解増進法の施行 ④最近の宅地建物取引における人権問題事象について ・人権問題事象、「宅地建物取引業人権推進員」について	①宅建業法に関する基本のこと（1） ・重要事項説明書・宅建士証提示・売買・賃貸借契約・免許取消 ②宅建業法に関する基本のこと（2） ・複数の宅建業者が関わる重要事項説明の説明義務 ③インボイス関係の基本のこと ・宅建業者とインボイスとのかわり ④相続関係の基本のこと ・相続登記義務化・相続財産・法定相続分・国庫帰属・遺産分割協議

● 動画視聴期間／令和6年10月7日（月）午前0時

～ 11月8日（金）午後11時59分（※）

● 受講方法／『大阪宅建協会 会員専用ページ』にログイン ⇒ 『Web研修サイト』 ⇒ 研修動画を視聴

（確認テスト回答が必要）

● 受講料／会員（正会員・準会員A・準会員B・会員業者にお勤めの従業者）は無料

※研修動画を視聴しないと確認テストへ進めません。（初回視聴時は早送り不可）

期間を過ぎますと自動的に期間外画面になり、確認テストに回答できなくなります。

※パソコン故障やインターネット回線の混雑・不具合による受講漏れのないように、期間には余裕をもって受講完了してください。

※宅建業法違反会員に対する処分を審議する際に、不動産業務研修会未受講者は処分を加重します。

具体的には、過去3年間に60%以上の受講率がない場合加重されます。

[主催] （一社）大阪府宅地建物取引業協会・（公社）全国宅地建物取引業保証協会大阪本部

☆Web研修サイト操作マニュアル



☆大阪宅建協会Webサイト



● 研修動画上映会 ※インターネット環境のない会員・会員以外 対象

本部上映会

会場：大阪府宅建会館 2階会議室
 大阪市中央区船越町2-2-1
 日時：令和6年11月1日（金）13時より受付
 13:30 ～ 16:00 終了予定

支部上映会

会場：ニッセイ京橋ビル 3階会議室
 大阪市都島区東野田町4-6-22
 日時：令和6年10月29日（火）13時より受付
 13:30 ～ 16:00 終了予定

上映会申込書（支部FAX 06-6357-7285。受講不可の場合は連絡します）

支部：なにわ京阪

商号または名称：

(フリガナ)

出席者：

区分：正会員 ・ 準会員A ・ 準会員B ・ その他従業員

受講日： 本部11/1に出席 ・ 支部10/29に出席